

各医療機関代表者 様

長崎市こども部子育てサポート課

産婦健康診査及び新生児聴覚検査の実施について（お願い）

日頃から、長崎市の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、長崎市では、**産婦健康診査事業及び新生児聴覚検査**を、産科医療機関等と委託契約を締結し実施していますが、委託契約が難しい場合に、直接、健診を受けられた本人に助成を行っております。

そのため、長崎市と契約を締結していない貴院におかれましては、次のとおり対応していただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

【産婦健康診査】

1 目的

産後うつの予防や新生児への虐待予防を目的に、出産後間もない産婦の母体の身体的機能回復や精神状態を把握し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

2 対象者：産婦健康診査を受ける日において長崎市に住所を有する方

3 健診回数：おおむね産後2週間及び産後1か月の2回

（産後2週間は産後2週間～1か月目まで、産後1か月は産後1か月～2か月目までに実施してください。）

4 健診項目 ※すべての健診項目の実施をお願いします。

- (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安等）
- (2) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- (3) 体重・血圧測定
- (4) 尿検査
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による評価

5 助成上限額

1回につき5,000円を上限として、産婦健診に要した費用を産婦本人に助成

6 健診方法

- (1) 産婦が持参する受診票の提出を受けてください。
- (2) 受診票の裏面に注意書きを載せていますので、ご確認いただき、健診を実施してください。エジンバラ産後うつ病質問票は、産婦が持参する長崎市の様式以外を利用されてもかまいません。
- (3) 産婦健康診査の健診結果を受診票に記入してください。エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）の評価方法がご不明な場合は、下記問い合わせ先へご連絡ください。
- (4) 結果を記入した受診票及びエジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）は、産婦本人へお渡しください。
- (5) 産婦健診の結果、支援が必要な方については、下記問い合わせ先へご連絡くださいますようお願いいたします。

【注意事項】

- ・「4 健診項目」の全てを実施していない場合は、助成できません。
- ・受診票により健診項目を実施しているかの確認を行いますので、健診結果は必ずご記入いただきますようお願いいたします。

【新生児聴覚検査】

1 目的

聴覚障害については、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、新生児を対象とした助成を行う。

2 対象者：検査を受ける日において長崎市に住所を有するお子さん

3 検査回数等：生後 28 日までの受検 初回検査及び確認検査の 2 回まで

4 検査機器：自動 ABR または OAE

5 助成上限額：1 回につき 3, 0 0 0 円を上限として、検査に要した費用を助成

6 検査方法

- (1) 聴覚検査の結果を母子健康手帳に記入してください。
- (2) 聴覚検査の結果、支援が必要な方については、下記問い合わせ先へご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 長崎市子育てサポート課 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 TEL 095-829-1255
--